



税

市・府民税

第3期納期限 10月2日(月)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、支所で納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。



※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合せ 税務課納税担当(2階)②番窓 039・1066

保険・年金



健康保険に加入していますか

職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方を除く全ての方は、国民健康保険に加入することとなります。

国民健康保険の被保険者となる日

- ・職場の健康保険の資格を失った日
- ・生活保護を受けなくなった日
- ・出生日 など

加入手続き

「国民健康保険の被保険者となる日」から14日以内に、世帯主が届け出をしてください。保険料は被保険者となる月から納めることとなりますが、加入手続きが遅れると、手続きをするまでの間は保険証がないため、医療機関では原則として全額自己負担となります。

必要書類など詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページを確認ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当(1階)②番窓 039・1177



高齢介護



鍼・灸・マッサージ・電気治療費用の一部を助成

対象 市内在住で、住民基本台帳に記載のある65歳以上の方(申請期間中に65歳になる方も含む)

対象期間 9月1日(金)～30日(土)の利用分(健康保険が適用された場合は対象外)

助成額 2000円以内(1人1回限り)

申請に必要なもの

- ・9月中に利用したことが分かる領収書(受診した施術所の所在地、店名、代表者名の記載及び押印があるもの。レシートは不可)
- ・印鑑
- ・受診した方の生年月日が確認できる身分証明書(健康保険被保険者証など)

還付金詐欺にご注意を

市役所の職員を装い「医療費の還付金があるので、手続きをしてほしい」や「還付金の手続きのために後ほど銀行から連絡があるので対応してほしい」などと電話し、金融機関などのATMへ誘導し、キャッシュカードからの振り込み操作をさせる案件が相次いで発生しています。

市職員が医療費などの還付金の受け取りについて、電話や訪問によりATMを操作するよう促したり、キャッシュカードの暗証番号を聞いたりすることは一切ありません。

不審に感じたら、絶対に指示に従わず、一旦通話や対応を終え、保険年金課又は警察までご連絡ください。

問合せ

・保険年金課国民健康保険担当(1階)②番窓 039・1177
・保険年金課福祉医療担当(1階)②番窓 039・1186

環境・安全



大切な自転車

鍵をかけていますか？

自転車をとめるときは、短時間でも必ず鍵をかけましょう。

令和4年 大阪府内での自転車盗難被害件数は **20,715件!**

また、「自転車防犯登録」は法律上の義務です。自転車盗難の予防に役立ちますので、必ず登録しておきましょう。

問合せ

・自転車防犯登録に関すること
大阪府自転車商防犯協力会
06・6629・0750

年金生活者支援給付金制度

公的年金などを受給している方で、年金収入やその他の所得額が一定基準以下の方の生活を支援するために、年金に上乘せして給付金を支給する制度です。

対象となる方には、9月初旬頃から、はがき形式の請求書が日本年金機構より送付されます。必要事項を記入し、早めに返送してください。

※令和6年1月4日までに請求手続が完了しなければ、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができなくなります。

※すでに支援給付金を受給している方は手続きの必要はありません。支給要件を満たさなくなった方には不該当通知書が送付されます。

※支給対象でなかった方が、世帯構成の変更などで支給要件を満たすようになった場合は自身で請求手続きを行う必要があります。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ

日本年金機構給付金専用ダイヤル
0570・05・4092
※050から始まる電話の場合
03・55339・2216

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

その看板、大丈夫ですか？

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、無秩序に放置されると、景観が損なわれるだけでなく、老朽化や強風などで脱落・飛散して、人に危害を及ぼす可能性もあります。屋外広告物の設置や管理を適正に行いましょう。

看板の安全管理に努めましょう

落下などの事故が起きると、管理責任を問われる可能性があります。定期的な安全点検を行いましょう。

看板の設置には原則許可が必要です

設置済みの屋外広告物で許可を受けていないものは、速やかに市へ許可申請を行ってください。

看板の設置にはルールがあります

設置される場所により、大きさや高さなどに制限があるほか、設置できないものもあります。特に古市古墳群周辺では規制が強化されています。詳しくは市のホームページをご覧ください。



問合せ 都市計画課都市計画担当4階(4番窓) 039・1214

福祉



9月23日は「手話言語の国際デー」庁舎をブルーライトアップ

「世界ろう連盟」が、「手話言語の国際デー」のイメージカラーを「青」と定め、世界、市民、地域、社会をひとつにすることを目的に、世界中の公共施設などをライトアップするイベントを立ち上げました。市ではその趣旨に賛同し、市役所本庁(北側全

公園を安全に利用しましょう

市では、公園を安全に気持ちよく利用していただくため、各自治会の皆さんにも協力をいただき公園管理に努めています。誰もが憩える公園づくりにご協力ください。

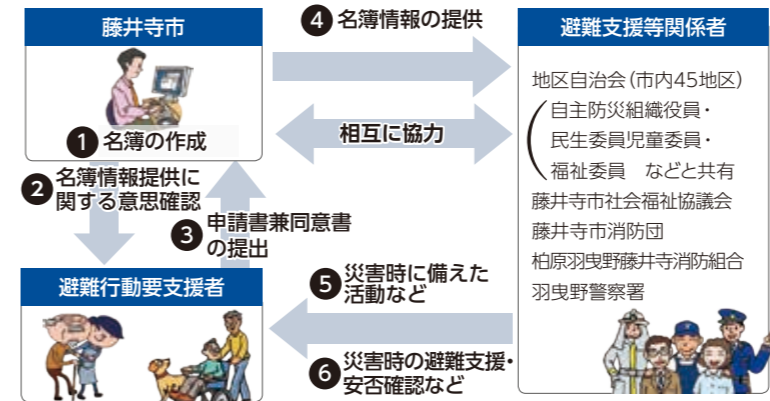


問合せ 農とみどり保全課農政公園緑化担当 (4階⑤番窓口) ☎939・1228

避難行動要支援者支援制度登録

大規模な災害が発生したときに、家族などの手助けが無く、自力で避難することに不安があり、地域での支援などを希望する方が登録可能です。この半年間で新たに対象となる方には、申請書兼同意書を郵送します。様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

※既に登録されている方で、登録した情報に変更がある方は「変更届出書」を、登録抹消を希望する方は「登録抹消申請書」を提出してください。



提出・問合せ
危機管理室企画担当(4階④番窓口) ☎939・1190
協働人権課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331
福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106
高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口) ☎939・1169



各種情報

市への寄贈

・高齢者福祉のために
老眼鏡スタンドセット 8セット
松水苑、市役所1階窓口に寄贈
Daigasグループ
小さな灯運動南部地区支配人
堀内 佐智夫さん

宅地建物取引業人権推進員制度

大阪府では、宅地建物取引における同和地区に対する差別や入居問題などの差別をなくすため、業界団体と連携し、宅地業者の従業員を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。



人権推進員を設置している店にはステッカーを掲示しています。



問合せ 大阪府建築振興課
☎06・6210・9734

情報公開制度・個人情報保護制度・会議の公開制度運用状況

市民の皆さんの積極的な市政への参加と協力を推進し、より一層開かれた市政を実現するため、令和4年度の運用状況を公表します。

情報公開請求		個人情報開示請求		会議の公開	
請求件数	29件	請求件数	17件	開催回数	165回
請求者数	23人	請求者数	17人	公開	30回
処理状況	全部公開	11件	全部開示	14件	公開の状況
	部分公開	14件	部分開示	3件	
	非公開	0件	非開示	0件	
	不存在	2件	不存在	0件	
	取下げ	1件	取下げ	0件	
却下	0件	却下	0件	一部非公開	2回
不服申立	0件	不服申立	0件	非公開(※)	133回
				傍聴人数	56人

(※)個人情報を取り扱うなどの理由によるもの。

公開・開示請求の方法 所定の請求用紙に必要事項を記入の上、窓口で。

問合せ 総務課法規担当(3階②番窓口) ☎939・10061

令和5年住宅・土地統計調査が始まります

10月1日を基準日として「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、国によって選ばれた全国約340万世帯(藤井寺市は、約2500世帯)が対象になります。

対象世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いします。調査内容は、統計作成の目的のみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

問合せ 総務課文書・統計担当(3階③番窓口)
☎939・1036



女性のためのコミュニティスペースが南河内ブロックに!

様々な悩みや不安を抱える女性を支援するため、情報提供や専門の相談窓口などの紹介のほか、情報探しもお手伝いします。必要な方には、生活用品や生活用品などをお渡しします。

問合せ 東地区秋祭り連合会
☎090・3494・1111
(岡本)
東地区秋祭り連合会
☎090・9044・9990
(金)

令和5年度連合の秋祭り

西地区秋祭り連合会…中止
東地区秋祭り連合会…
10月7日(土) 18時
惣社長池(第5保育所前)
※各地区のだんじり祭りなどの実施については各地区の役員などへお尋ねください。



応募方法 10月10日(火)までにオンライン窓口で

(※)紙面の都合により、応募いただいたすべての写真を広報紙に掲載できない場合があります。

問合せ 秘書広報課広報担当(5階④番窓口) ☎939・1051